

政令番号 240 ニトロベンゼン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成19年度、農業以外）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・移動量合計
		大気への排出	水域への排出	土壌への排出・所内埋立	排出量合計	下水道への移動量	廃棄物搬出	移動量合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県						2.1E+4	21,000.0	21,000.0
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県	2.0E-1			0.2		2.3E+4	23,035.0	23,035.2
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県	1.6E+2			160.0				160.0
23	愛知県								
24	三重県								
25	滋賀県						3.0E+4	30,000.0	30,000.0
26	京都府								
27	大阪府	1.5E+1			14.5		1.3E+1	12.7	27.2
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県	1.0E+0			1.0		3.6E+3	3,600.0	3,601.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県	6.3E+2	1.1E+3		1,730.0		7.0E+4	70,000.0	71,730.0
39	高知県								
40	福岡県	7.4E+2			740.0		7.9E+4	79,000.0	79,740.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		1.5E+3	1.1E+3		2,645.7		2.3E+5	226,647.7	229,293.4

注1) 農業は使用先別使用量として別表に示す。